

2021年9月8日

ふるさと和漢堂株式会社代理人

弁護士 松澤 建司 先生

弁護士 木下 健太郎 先生

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本誠司

申入書

貴職らにおかれましては令和2年11月25日付回答書（以下「回答書」といいます。）を当会に送付頂き、ありがとうございました。これを検討した結果、当会は、ふるさと和漢堂株式会社に対して、以下のとおり申入れをいたします。

つきましては、本申入れに対する回答を、2021年9月22日までに、書面にて当会までご送付くださいますようお願ひいたします。なお、本申入書及び貴職らからの回答の有無・内容等は当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

1 申入れの趣旨

「ドクター・フトレマックス」（以下、「本件商品」といいます。）の購入者に対し、ホームページ・メールなどにて、消費者庁より措置命令を受けた内容を明記した上で、少なくとも、食物の栄養素を十分に吸収できない購入者に対しては返品・返金の措置を講じることを求めます。

2 申入れの理由

令和元年6月28日、ふるさと和漢堂株式会社の販売する本件商品のウェブサイトにおける表示は、消費者庁より、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、本件商品を摂取することにより、約2ヶ月で、外見上身体の変化を認識できるまでの体重の增量効果が得られるかのように示す表示をしていたとして、景品表示法上の優良誤認表示に該当すると認定され、措置命令を受けております。

少なくとも、食物の栄養素を十分に吸収できない購入者に対しては、本件商品のウェブサイトにおいて示された体重増加の効果は認められず、本件商品のウェブサイトの表示は、これらの者との関係では消費者契約法第4条1項1号の不実告知または民法95条の錯誤に該当すると考えられます。

したがって、これらの購入者は、ふるさと和漢堂株式会社に対し、商品購入契約の取消しを主張し、返金を請求できる立場にあります。

しかし、本件商品のホームページ及びふるさと和漢堂株式会社のホームページにおいては、本件商品が優良誤認表示と認定されたことの説明がなされていません。

また、当会がふるさと和漢堂株式会社に対して、上記消費者庁が優良誤認表示と認定した遅くとも平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間に本件商品を購入した消費者に対して、自主的な返金措置をとっているか問い合わせをしたところ、貴職らから、ふるさと和漢堂株式会社において、自動的に行っているのは30日以内の返金対応のみであり、30日を超えた契約に関する返金希望に対しては、契約内容、返金希望などの諸条件を個別に判断して対応しているとの回答を頂きました。そうすると、上記消費者庁が優良誤認表示と認定した期間の間に、本件商品を購入した、食物の栄養素を十分に吸収できない購入者に対して、十分な返金措置がなされている事実は確認できません。

また、本件商品が、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、外見上身体の変化を認識できるまでの体重の增量効果が得られるかのように示す表示をして販売されていたことからすれば、本件商品の購入者は、通常の食事では体重増加が困難な者が想定され、食物の栄養素を十分に吸収できない購入者が相当数いるものと思われます。

そのため、上記消費者庁が優良誤認表示と認定した期間の間に本件商品を購入した者全体に対して、措置命令の内容を明記して上で、少なくとも、食物の栄養素を十分に吸収できない購入者に対しては返品・返金の措置を講じることが必要であると思料いたします。

貴職らは、回答書において、「『食事に追加して本件商品を摂取することにより、相当数の本件使用者の体重が増加する』という本件表示の示す効能に関しては、専門家の見解と評価できる合理的な根拠を示す資料が存在します。」と主張されています。しかし、措置命令の対象とされたウェブサイトには、食事の摂取と合わせて本件商品を摂取するという使用方法は極めて小さな文字で記載されているに過ぎず、むしろ「食物の栄養素を十分に摂取できない者であっても」本件商品を摂取することにより体重の增量効果が得られるかのような表示をしていたのですから、貴職らが主張される専門家の資料については、本件ウェブサイトの表示に対する合理的根拠資料には当たりません。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 加藤

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444